

埼玉県後期高齢者医療広域連合競争入札参加者選定委員会規程

平成19年4月1日

訓令第7号

(趣旨)

第1条 埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が所管する業務の執行に当たり、競争入札参加者等の適正な選定を図るため、広域連合内に埼玉県後期高齢者医療広域連合競争入札参加者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、競争入札参加者等の選定に関する必要な事項を審査する。

- 2 前項の審査は、原則として契約予定金額が100万円以上のものについて行う。ただし、軽易なもの、緊急を要するもの及びその他広域連合長が定めるものについては、委員の合議をもって委員会の審査に代えることができる。

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	事務局長
副委員長	事務局次長
委員	参事、総務課長、保険料課長、給付課長

(関係職員の出席)

第4条 委員会は、審査の内容について必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(業者の選定)

第5条 業者の選定に際し、当該事業主管課は、選定する業者とその選定基準及び契約業者の決定方法について内申する。

- 2 委員会は、次の事項に留意して、業者の選定を行うものとする。
- (1) 業者の确实性及び信頼性
 - (2) 業者の技術的適性

(3) 地理的条件

(4) その他契約履行に必要な条件

3 業者の選定及び契約業者の決定方法については、委員会の審議に基づき、委員長が決定する。

(運営)

第6条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(秘密の保持)

第7条 委員会の議事は非公開とし、委員会の内容又は職務上知り得た秘密はこれを漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総務課に置く。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日訓令第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。